

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>現在我が国がOECMとして設定している区域は「自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた部分」が主かと存じますが、既存の保護地域にも自然共生サイトにも当てはまらないそれ以外の地域でのOECMとしての適用可能性を検討する、という認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>1. 陸域における国制度OECMに関する検討では、国の制度等に基づき管理されている区域のうち、保護地域に該当する制度等として整理されていない森林、河川、都市の緑地等について、保護地域及びOECMそれぞれの基準への適合状況を検討・整理することを想定しております。</p> <p>一方、自然共生サイトは、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度であり、保護地域内や将来的に設定される国制度に基づくOECM区域内であっても認定を受けることが可能です。</p> <p>以上より、本業務における検討において「自然共生サイトに当てはまらない地域」に限定して検討を進める必要性はありません。</p>
2	<p>仕様書Ⅲ、30by30ロードマップ中間評価に向けた検討（2）につきまして、本案件の開札日が6/16に対して中間評価に関する会議の開催が6月及び8月を想定というスケジュールは現実的に無理があるように存じます。開札前の段階で、参加者の日程調整や資料準備の一部が進んでいる状況は想定されますでしょうか。また、そうでない場合は、1回目の会議日程が7月にずれ込む状況は許容されますでしょうか。</p>	<p>仕様書Ⅲ、30by30ロードマップ中間評価に向けた検討（2）については、参加者の都合等によって、1回目の会議日程が7月以降にずれ込む状況についても想定しております。</p>